

## 第Ⅲ章 環境保全計画

### 1 環境保全の現状と課題

#### (1) 旧長谷川家住宅の周囲の環境

##### ア 魚町側敷地

- ・表庭に生育する樹木の根が重要文化財(建造物)に深刻な影響を及ぼしている。
- ・石燈籠、景石、石碑等の添景物の一部に風化による劣化、傾き等が見られる。

##### イ 殿町側敷地

- ・池の周囲の汀線は石組の護岸がなされているが、一部に石組内部の土砂流失等による崩落又は陥没がみられる。
- ・池の周囲を巡る園路の一部に著しい傾斜、陥没が認められる。
- ・石燈籠、景石、石碑等の添景物の一部に風化による劣化、傾き等が見られる。
- ・老朽化に伴い解体され、かつて殿町側庭園に存在した建物が滅失している。
- ・周辺の開発等により、殿町側庭園からの眺望が失われた部分がある。
- ・植栽地等からの泥水や植栽の落葉の池へ流入によるヘドロ等の堆積がある。

##### ウ その他の区域

- ・観光交流拠点施設別館建設予定地は、現在駐車場として使用されている。
- ・市役所第3分館敷地には、二階建のプレハブ建物が建っている。当面の間、市の庁舎として維持される。

#### (2) 都市計画における計画区域の位置づけ

##### ア 景観計画

本計画区域を含む旧長谷川家住宅周辺は、松阪市景観計画(平成26年度)において重点地区の一つ「通り本町・魚町一丁目周辺地区」に定められている。

###### 1) 基本理念

松阪市では、高見山地より連なる美しい山並み、櫛田川、阪内川、中村川をはじめとする清らかで美しい流れ、伊勢湾の豊かな恵み、その中で育まれてきた歴史的、文化的な多様な個性が、本市の豊かな景観を形成しています。

そして、良好な景観の形成とは、目の前にある表面的なものだけではなく、生活・文化・産業にさらに磨きをかけ、市民一人ひとりが、そして個々の地域が光り輝き、市民のだれもが誇りと愛着を持ち、美しさに満ちた質の高い郷土づくりをめざすことです。

そこで、市民と事業者及び行政がいっしょに歩める“わかりやすさ”を大切にした基本理念を次のとおり定めます。

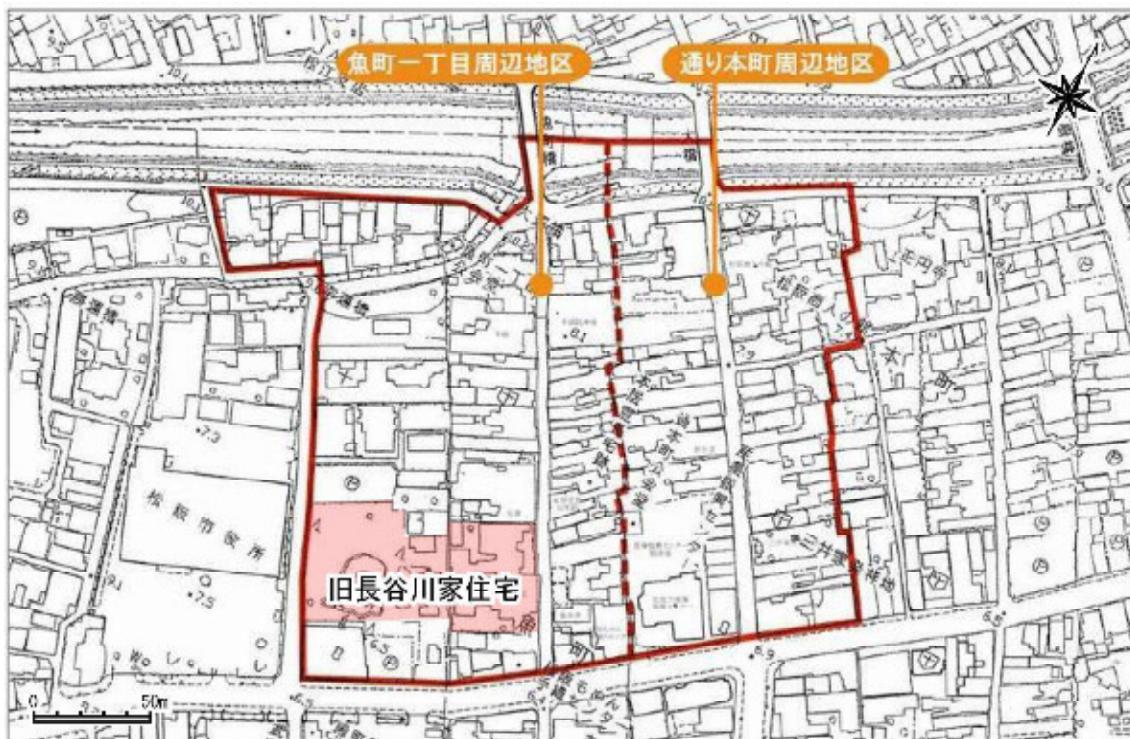
『誇りと美しさの継承と再生』みんなでいっしょに歩む景観まちづくり

## 2) 景観計画区域

松阪市では、景観計画区域を松阪市全域とします。また、景観計画区域のうち、良好な景観の形成が特に必要な地区で、地域住民の合意形成が得られた地区を、**重点地区**とし、その他の地区を一般地区として位置づけ、8地区に区分しています。

## 3) 重点地区 「通り本町・魚町一丁目周辺地区」

本地区は、商都松阪の中心地として、また伊勢街道の宿場として栄え、三井、長谷川、小津などの豪商を輩出し、今もその名残りがみられます。また、蒲生氏郷による松坂城築城以来の都市構造である、鍵型道路や、商家・豪商のまち並みが、現在の都市空間と共に存し継承されています。



第8図 景観計画 重点地区 「通り本町・魚町一丁目周辺地区」  
(旧長谷川家住宅位置を加筆)

### イ 「豪商のまち松阪」 中心市街地土地利用計画

本計画区域内の以下2施設・区域は、「豪商のまち松阪」中心市街地土地利用計画(平成29年度)の施設配置計画において以下の通り定められている。

#### 1) 計画作成の目的

「豪商のまち松阪」中心市街地土地利用計画は、松阪駅を中心とした中心市街地(約 170ha 下図参照)を対象区域として、現況および地域住民のニーズを踏まえつつ、20年後のまちづくりの方向性を示しながら、公共施設の配置を中心とした実効

性のある土地利用 計画を作成することを目的とする。

## 2) 施設配置計画

### ・歴史文化施設の配置と保全・活用

中心市街地には豪商の屋敷や武家地、松坂城跡などの多くの歴史文化施設が存在している。そのため、殿町地区のまちなみ保全を進めるとともに、観光交流拠点施設等整備事業、史跡松坂城跡整備基本計画を踏まえつつ、「通り本町・魚町一丁目周辺地区」周辺を中心に関連施設を配置することによって、個性ある地域の展開による来訪者を惹きつける誇りをもつことができるまちを目指す。

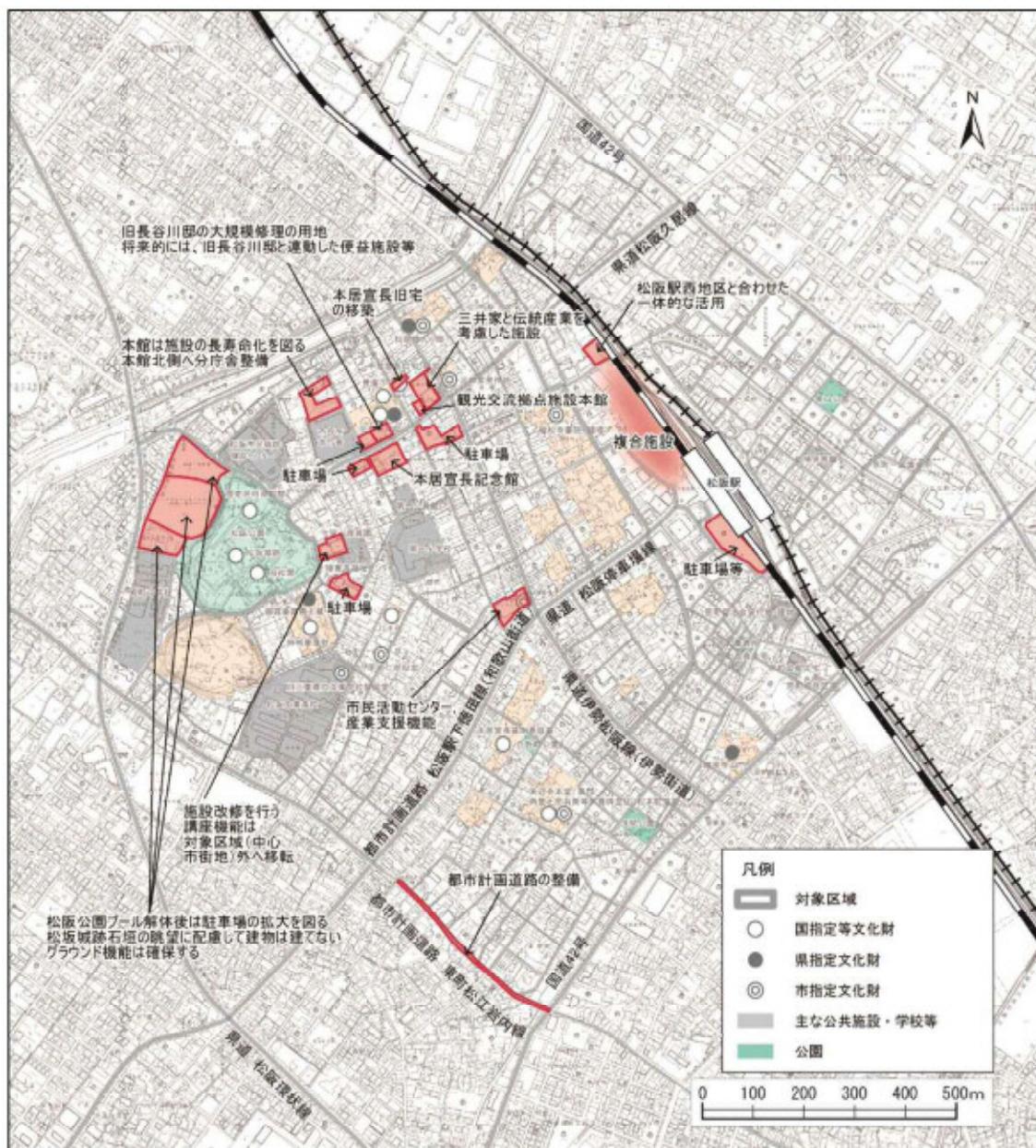
### ・庁舎の集約、市役所周辺における駐車場の確保・アクセス環境の向上

市役所本庁舎における分庁舎整備において、3つの分館、4つの別棟の集約に伴い、松阪公園プール等を含む松坂城跡や市役所周辺において、市民ニーズの高い駐車場を整備する。また、都市計画道路の整備によるアクセス環境の向上のほか、まちなみ回遊ネットワークづくり等による誰もが訪れやすい魅力あるまちを目指す。

## 3) 関連する施設配置

施設・区域名	施設配置計画
観光交流拠点施設 (別館建設予定地)	旧長谷川邸の大規模修理の用地 将来的には、旧長谷川邸と連動した便益施設等
市役所第3分館	分庁舎への移転後は、市役所利用者及び観光等のための駐車場整備

※「豪商のまち松阪」中心市街地土地利用計画からの抜粋



第9図 「豪商のまち松阪」 中心市街地土地利用計画施設配置計画

### (3) 背割下水と池庭水系

背割下水は、旧長谷川家住宅の環境保全には重要な要素の一つである。現在は上流からの生活排水の一部がわずかに流れているのみであるが、かつては池庭に通じていたであろう取水口と取水管、堰止めが確認されている。現在は土砂で目詰まりしている。池庭の南西端付近には排水口があり、大手通りの道路側溝へと導かれている。

## 2 環境保全の基本方針

計画区域内においては、特に道路境界、隣地境界近くに建つ工作物(コンクリートブロック塀、波鉄板塀等)の更新や修景の際には、史料等に基づいた復原・復原的整備を原則とする。

また、樹木が重要文化財(建造物)に直接影響を及ぼさないよう管理を行う。

## 3 区域の区分と保全方針

### (1) 区域の区分

建造物と一体をなしてその価値を形成している土地として指定されている土地及びその他の計画区域の全体を、以下に示す標準的な区分に準じて区分して保護の方針を定める。

三重県指定史跡及び名勝の範囲は「保存区域」となるが、公開・活用・管理上特に必要な範囲を「保全区域」又は「整備区域」とする。ただし、地下遺構の保存を原則とする。

#### ア 保存区域

重要文化財(建造物)を含む区域で、この区域内では、原則として新たに建造物等を設けず、土地の形質の変更は旧形状の復原及び防災上必要な場合に限る。

#### イ 保全区域

保存区域に隣接する区域で、歴史的な景観や環境を保全する。この区域内では建造物等の新築・増改築及び土地の形質の変更は、原則として当該文化財建造物の管理若しくは防災上必要な場合に限る。

#### ウ 整備区域

重要文化財(建造物)の活用のために必要な施設の整備を行うことのできる区域で、状況に応じて建造物と一体をなしてその価値を形成している土地として指定されている土地の一部を含むことができる。

### (2) 各区域の保全方針

区域の別を問わず、十分に調査を実施し、その結果をもとに基礎・地業等の検討を行う。

#### ア 保存区域

防災及び管理上必要な設備は建造物の保存修理基本計画策定時に検討し設置する。

庭園・樹木等の保全計画、整備が必要な箇所の外觀処理・方針等を必要に応じて定め、それに従う。

#### イ 保全区域

管理若しくは防災上必要な塀、通用口等の整備・修景が必要となる。樹木、園路、背割下水(とこれに架かる橋)等は環境保全に留意した修景を行う。

#### ウ 整備区域

修理工事時の資材置場等の用地、公開・活用に必要な管理施設・便益施設の設置を想定した区域とする。バリアフリーなどに適応した施設・設備や既存構築物の修景等が想定される。計画区域内外の歴史的景観に配慮する。

#### 4 建造物の区分と保護の方針

##### (1) 建造物の区分

計画区域内に所在する重要文化財(建造物)以外の全ての建造物について、以下の標準的な区分に準じて区分する。なお燈籠に関しては、三重県指定史跡及び名勝長谷川氏旧宅保存活用計画で取り扱うものとする。

###### ア 保存建造物

保存区域に所在する建造物で、重要文化財(建造物)に準じて保存を図るもので、以下のものが該当する。

- 1) 地方公共団体により指定・登録等(登録は国登録を含む)の保護がなされている有形文化財(建造物)及び史跡・名勝等を構成する要素となっている建造物。(手水舎)
- 2) その他所有者等が自主的に保存を図ることとするもの。(板塀)

###### イ 保全建造物

保存建造物以外の建造物で、歴史的景観や環境を構成する要素として保全を図るもの。(物入)

###### ウ その他建造物

歴史的景観や環境を損なっていると認められるもの、又は、文化財の保護及び防災上の見地から支障があると認められるもので、将来修景または撤去することとするもの。(手洗、洗い場、北塀、アルミ塀、南波鉄板塀、西波鉄板塀、北C.B塀1・2、竹柵、西C.B塀、南C.B塀、松阪市第3分館)

##### (2) 建造物保護の方針

###### ア 保存建造物

- 1) 手水舎は三重県指定史跡及び名勝の構成要素であるので、三重県文化財保護条例に基づいて保護する。
- 2) 板塀については、材料自体を保存して現状の形式を保持することを原則とするが、有効な活用のために部分又は部位を限って行う行為、又は、科学的な根拠に基づく復原であって文化財的価値を向上させる目的で行う行為については現状の形式を変更できるものとし、重要文化財(建造物)に準じて方針を定める。

###### イ 保全建造物

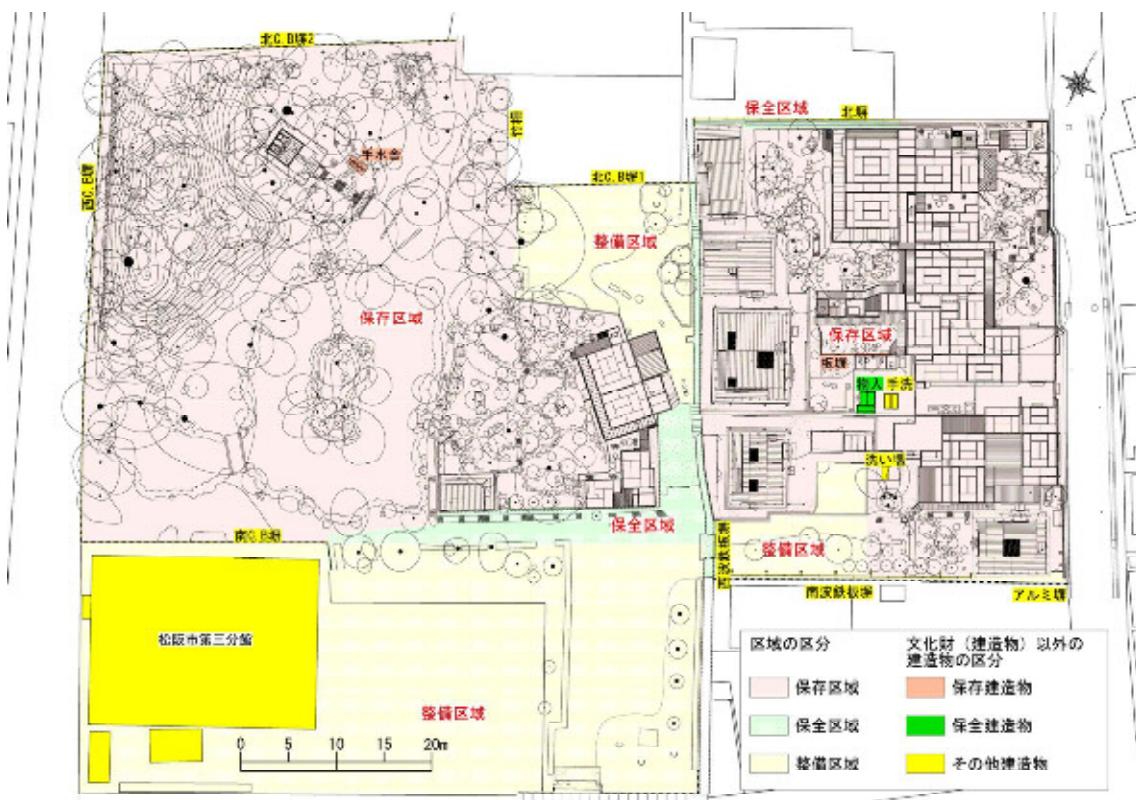
- 1) 物入は管理上、日常的に使用しており、現在も欠くことのできない施設として機能している。原則として、位置・規模・形態・材料・意匠・色彩を保全する。
- 2) 建造物の価値と区域の状況を勘案して、保存修理の段階に応じて、以下のいずれか

を選択して、それぞれの保全方針を定める。

- ①保存建造物に準じて保全する。
- ②外観と主要構造部を保全する。
- ③外観のみを保全する。

#### ウ その他建造物

その他の建造物について将来的な存置または撤去を検討し、存置する建造物と保存・活用上将来新築を予定する建造物について、歴史的景観や環境を損なわないことを原則として位置・規模・色彩・その他を考慮し修景を行う。



第10図 区域の区分と建造物の区分

## 5 防災上の課題と対策

### (1) 防災上の課題

市街地に所在し、魚町側敷地周辺には隣接した町家形式の住宅等が多い。主屋と土蔵群は密集し、木造の庇で繋がれている。殿町側敷地内には建造物に近接又は屋根上を覆う樹木等が茂り、一部枝葉は市道や隣地に迫り出している。延焼の恐れや、強風雨時の倒木・枝折等により、内外の建造物に損壊等の被害をおよぼす可能性がある。

魚町側敷地の雨水排水は主屋後方あたりを境にして、排水溝等で東西に振り分けられているが、樹木枝葉により雨樋や排水溝に目詰まりが生じる場合がある。殿町側敷地の

雨水は地表面の勾配により背割下水と池庭に導かれているが、両者を結ぶ水系が機能していない。

なお、松阪市津波ハザードマップでは浸水区域には含まれていない。

## (2) 当面の改善措置と今後の対処方針

周辺環境、建物構造等の防火上の観点から十分な対応が必要である。樹木は必要に応じて枝おろし、剪定等の措置をとるとともに、雨樋詰りの原因となる落葉の除去を心掛ける。排水施設の機能を維持するため、台風・大雨後の点検、定期的な清掃等に努める。

## (3) 環境保全施設整備計画

三重県指定史跡及び名勝の構成要素に影響を及ぼす事項については、三重県指定史跡及び名勝長谷川氏旧宅保存活用計画に従うものとし三重県教育委員会と十分協議をしたうえで、現状変更申請等必要な手続きを行うこと。

施設の設置、改修を要する場合は、以下に留意する。

### ア 擁壁(築山の石垣、離れ周囲石垣、背割下水、池石組等)

- 1)擁壁を改修する場合は、石積等の旧擁壁の形式意匠を考慮し、可能な限りこれを尊重する。
- 2)本来擁壁の存在しない位置に新たに設置する必要のある場合は、周囲の歴史的景観や環境に配慮して、材質や工法を選択する。
- 3)水抜きや排水施設の整備と併せて計画する。

### イ 保護柵(コンクリートブロック塀、鉄板塀、アルミ塀、竹柵、生垣等)

- 1)歴史的な景観や環境との調和に留意する。
- 2)公開や管理の都合、修理工事の際の妨げとならないことを併せて検討する。
- 3)建造物に近接して保護柵を設ける必要がある場合は、仮設物や防犯装置などによる代替措置等についても検討する。

### ウ 排水施設(排水溝、排水管、背割下水等)

- 1)現在埋没している旧来の排水溝等の施設の有無を確認する。
- 2)目詰まり防止のため、防止装置の付加や管理方法について検討する。
- 3)施設設置後の効果について追跡調査をし、隨時対策を講ずる。
- 4)台風や大雨の後に必ず点検する。
- 5)定期的な清掃、浚渫を行う。

### エ 覆屋(応急修理時の養生、修理工事の外部足場・素屋根等)

- 1)歴史的景観や環境を損なわないものとする。
- 2)屋内の文化財(建造物)を確実に保護できる構造強度を有する。
- 3)内部空間にある程度の余裕を設け、保存・活用の支障とならないように配慮する。
- 4)換気、採光、防火に十分配慮する。